

令和6年度第11回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月5日（水）13時30分～14時10分
2. 開催場所 市役所3階 第1委員会室
3. 議 案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 18件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 3件
議案第3号 農業経営改善計画について
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画について
4. 報 告
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 2件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 8件
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 8件
5. 出席委員 15名
会長8番吉井亨、1番野口哲由、2番細谷修、3番中田好一、
4番農宮弘子、5番平山光子、6番篠崎輝武、7番池田繁雄、
9番石井政樹、10番市原勉、11番斉藤ひろ子、12番子安明宏、
13番秋山美徳、14番片岡孝、15番戸田敏一
6. 欠席委員 なし
7. 事務局 池田事務局長、小川主査
8. 議事録

議 長 委員定数15名中、15名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和6年度第11回農業委員会定例総会
を開会いたします。それでは議事に入ります。
初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、12番子安委員と13番秋
山委員を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。
また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。
なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を
詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいた
します。
また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言は
ご遠慮いただくようお願いいたします。
それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いします。本日の議案は、5議案です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、18件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、3件、議案第3号、農業経営改善計画について、議案第4号、農用地利用集積計画について、議案第5号、農用地利用集積等促進計画についてです。

 なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和7年1月30日、午前9時より、3班の細谷委員、石井委員、斉藤委員、秋山委員、片岡委員にご出席いただき、実施いたしました。

 以上、ご報告申し上げます。

議 長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

 申請番号1につきまして、石井委員より意見発表をお願いします。

9 番 番号1について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、松之郷字東本郷の畑、690平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢で耕作できず子に贈与するため、譲受人は親から贈与を受けるためです。営農計画は、さつまいもの他、白菜、ブロッコリー、ほうれん草、そら豆の作付けを予定しています。1月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号2につきまして、秋山委員より意見発表をお願いします。

13 番 番号2について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、小沼田字古見の畑、271平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は遠方におり、農地を維持管理できないため、譲受人は新規就農のためです。営農計画においては、じゃがいも、玉ねぎの作付けを予定しています。1月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号3につきまして、細谷委員より意見発表をお願いします。

2 番 番号3について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、台方字出城下2筆、台方字小弥勒前9筆の田、8425平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は離農するため、譲受人は農業経営拡大の

ためです。営農計画においては、水稻の作付けを予定しています。1月30日に現地を確認しましたが、問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。双方の聴き取りも行いました。譲渡人と譲受人の信頼関係に敬服いたしました。以上です。

議 長 次に、申請番号4につきまして、石井委員より、意見発表をお願いします。

9 番 番号4について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、田間字六ツ島の田、177平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢化により農業経営を縮小したいため、譲受人は新規就農のためです。営農計画においては、許可後埋立てし、畑にし、きゅうり、なす等の作付けを予定しています。1月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号5につきまして、秋山委員より意見発表をお願いします。

13 番 番号5について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、宮字宮野の畑、1,249平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は離農するため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、落花生の作付けを予定しています。1月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号6から18につきまして、譲受人が同一のため関連しておりますので、一括して片岡委員より意見発表をお願いします。

14 番 番号6から18は、同一案件でありますので、一括で説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、北之幸谷字御林、南新田、五反の合計13筆、2,757平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は共有田の維持管理ができず農業経営を縮小するため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、水稻の作付けを予定しています。1月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の４ページから７ページをお願いいたします。

申請番号１は、親子間の贈与による所有権移転の申請です。場所は、松之郷の願成就寺の西、約１００メートルに位置しています。譲渡人である親が高齢で耕作ができないため、譲受人である子に贈与することとなったものです。作付作目は、さつまいも、白菜、ブロッコリー、ほうれん草、そら豆です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号２は、売買による所有権移転の申請です。場所は、小沼田区コミュニティ会館の南、約２００メートルに位置しています。譲渡人は農地の維持管理ができないため、譲受人は新規就農のため、売買することとなったものです。なお、譲受人は令和７年４月に東京から小沼田に移住する予定です。作付作目は、じゃがいも、玉ねぎ等です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号３は、売買による所有権移転の申請です。場所は、西中学校の北、約３００メートルから４００メートルに位置しています。譲渡人は離農のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号４は、売買による所有権移転の申請です。場所は、ふれあいセンターの北東、約４００メートルに位置しています。譲渡人は老齢による農業経営縮小のため、譲受人は新規就農のため、売買することとなったものです。作付作目は、きゅうり、なす、トマト、大根、ピーマン、ししとう、瓜です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号５は、売買による所有権移転の申請です。場所は、宮公民館の南、約６００メートルに位置しています。譲渡人は離農のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、落花生です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号６から１８は、売買による所有権移転の申請です。場所は、北之幸谷の集落内の四か所に点在しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛

成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。
申請番号1及び2につきまして、同一事業者のため関連しておりますので、一括して石井委員より意見発表をお願いします。

9 番 番号1及び2について説明します。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、田間字六ツ島の田、1,028平方メートルの農地です。転用の目的は、宅地分譲用地5区画です。造成計画は山砂による埋立て及び整地工事の実施、周辺の境界部分に壁及びコンクリートブロックの設置、排水については汚水は公共下水道、雨水は北東側水路へ放流します。1月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号3につきまして、斉藤委員より意見発表をお願いします。

11番 番号3について説明します。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、台方字大作前の田2筆、2,012平方メートルの農地です。転用の目的は、宅地分譲7区画を計画し、周辺は既に宅地化が進んでおり、農振地域外となっています。造成は、山砂による埋立て及び整地を行い、土砂が流出しないように境界に重量ブロックを2段積みし、水道は公共水道引込、汚水は公共下水道に放流、雨水は宅地内雨水桝より新設道路側溝に放流する計画です。1月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。事業計画書、資金計画書、残高証明書等申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の8ページをお願いいたします。

申請番号1から2は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、ふれあいセンターの北東、約400メートルに位置しています。転用の目的は、宅地分譲5区画です。立地基準につきましては、申請地は、都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号3は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、城西小学

校の南西、約300メートルに位置しています。転用の目的は、宅地分譲7区画です。立地基準につきましては、申請地は、都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第3号、農業経営改善計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 それでは第3号議案についてご説明をさせていただきます。

農業経営基盤強化促進法第12条の規定により、意見を求められた案件は再認定4件でございます。別紙1をご覧ください。こちらは松之郷の方です。営農類型は水稻です。経営改善につきましては、農地集積による規模拡大を図るものです。続きまして別紙2をご覧ください。こちらは二又の方です。営農類型は水稻です。経営改善につきましては農地集積による規模拡大を図るものです。機械・施設につきまして、トラクターや田植え機等を取得する予定です。続きまして別紙3をご覧ください。こちらは家之子の方です。営農類型は水稻・トマトです。経営改善につきましてはスマート農業機械の導入による省力化を図るものです。機械・施設につきましては、トラクターやコンバイン、育苗ハウスを取得する予定です。続きまして別紙4をご覧ください。こちらは関内の方です。営農類型は水稻です。経営改善につきましては機械の導入による省力化を図るものです。機械・施設につきましては、田植え機や乾燥機等を取得する予定です。

以上、再認定4件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の各要件に該当しておりますのでご審議よろしくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第3号、農業経営改善計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第4号、農用地利用集積計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、4番、農宮委員は退室をお願いいたします。
一時休憩します。

(農宮委員退室)

議 長 再開します。
農政課より説明願います。

農政課 議案第4号、農用地利用集積計画についてご説明いたします。別冊の「令和7年第2次農用地利用集積計画(案)」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条第1項の規定による経過措置により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和7年第2次農用地利用集積計画」についてお諮りします。全体といたしまして、利用権の設定が16件、面積合計は98,759㎡となっております先月に引き続き、今月も、過去に利用権設定をした方で12月末での期間終了により利用権の更新として申請が多くあったことによるものであります。1ページから2ページは、基盤法による5年の利用権設定の管理台帳です。内容ですが、1ページ、5-1番は、福岡の認定農業者への新規貸し付けで、規模拡大によるものです。5-2番は、豊成の農業者への貸し付けの更新となります。5-3番は、丘山の農業者への貸し付けの更新です。5-4番は、大網白里市の農業者への更新を含む貸し付けとなっております。5-5番、5-6番、ページをまたぎますが5-7番は、公平の認定農業者への貸し付けの更新です。2ページの5-8番は、公平の認定農業者への貸し付けとなります。5-9番は、福岡の農業者への貸し付けの更新となります。3ページから12ページは、提出のありました各筆明細書になります。つづきまして、13ページとなります。13ページから14ページは同じく基盤法による10年の利用権設定の管理台帳になります。10-1番、10-2番、10-3番、10-4番、次ページにまたがる10-5番、これは嶺南の認定農業者への貸し付けの更新です。14ページ10-6番は、大和の認定農業者への新規の貸し付けです。10-7は、源の農地所有適格法人への貸し付け(使用貸借)となっております。15ページから21

ページは、提出のありました各筆明細書になります。２２ページから２７ページには利用権の設定を受ける者の農業経営状況などを記載しております。こちらは農家台帳等の情報を基に作成しておりまして、農作業従事日数、機械の保有状況等について問題ないと思われます。

利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第４号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。
一時休憩します。

(農宮委員入室)

議 長 再開します。

次に、議案第５号、農用地利用集積等促進計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第３１条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、農地利用最適化推進委員１８番、渡辺委員は退室をお願いいたします。
一時休憩します。

(渡辺委員退室)

議 長 再開します。
事務局より説明願います。

事務局 議案第５号 農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。議案書は１１ページ、資料は別冊の農用地利用集積等促進計画をお願いいたします。農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定により、農業委員会の意見を求められた案件でございます。内容については、農地中間管理機構を介しての貸借権設定で、豊成地区の耕作者１名と福岡地区の耕作者１名への貸付となっております。権利の設定を受ける者は、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関す

る法律第18条第5項の各要件に該当しております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしと声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第5号、農用地利用集積等促進計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。
一時休憩します。

(渡辺委員入室)

議 長 再開します。
次に、報告第1号から第3号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の12ページをお願いいたします。
報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。12月26日から1月25日までに受付した案件は2件です。相続により所有権を取得したもので、斡旋等の希望はありません。

議案書の13ページから17ページをお願いいたします。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。12月26日から1月25日までに受付した案件は8件です。いずれも双方合意による賃貸借の解約です。

議案書の18ページをお願いいたします。

報告第3号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」です。8件の照会があり、現地調査を1月10日と24日に実施いたしました。調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、すべて「非農地」で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議 長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦勞様でした。

令和 7 年 2 月 5 日